

# 「安心・元気の埼玉」の実現に向けた 提案・要望

## 分野別提案・要望

### 分野2 生活の安心を高める分野

# ■ 地域医療体制の充実



【法務省、厚生労働省、観光庁】

県担当課：感染症対策課、医療整備課

## 1 子宮頸がん予防ワクチン接種への対応



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- (3) 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成25年6月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
- ・ しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ 本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

### ◆参考

○埼玉県内における副反応報告件数

(平成25年4月～令和3年2月)

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
41件※	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

※厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計

## 2 外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実



【法務省、厚生労働省、観光庁】

### ◆提案・要望

- (1) 在日外国人の未払医療費の補助制度について、救命救急センター(9施設)だけでなく全ての救急医療機関(192施設)を対象とするほか、必要な財源を十分に確保するとともに、未払医療費による医療機関の負担をなくすため、補助要件や補助率の見直しを行うこと。
- (2) 増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国が積極的に促すとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図ること。
- (3) 国が設置した、医療機関における外国人対応に資する夜間・休日のワンストップ窓口について、相談体制の一元化、効率化を図るため、毎日24時間対応とすること。

### ◆本県の現状・課題等

#### <在日外国人>

- ・ 令和2年1月1日現在の国内の不法滞在者数は、8万2,892人であり、平成27年から増加傾向にある。
- ・ 本県の在留外国人は約20万人(令和元年12月末現在)いるが、在留期間満了後も日本にとどまる不法滞在者が医療機関を受診し、医療費を支払わない悪質なケースも増加している。
- ・ 不法滞在者が119番通報するケースは特に搬送困難事案になりやすく、救急車が現場で長時間滞在した結果、傷病者に命の危険が及ぶ場合があるだけでなく、他の救急要請に支障を来す事態となっている。
- ・ 特に本県では、救命救急センター以外の救急医療機関についても未払医療費を補填する制度を実施しているが、在日外国人を県外の医療機関に搬送し、未払医療費が発生しても、受け入れた医療機関には全く補填されないため、県外への搬送に支障を来している。
- ・ 在日外国人が救命救急センターを受診した場合には国の補助制度(医療提供体制推進事業費補助金)があるが救命救急センターが受け取れるのは最大でも未払医療費の総額から20万円を控除した額の3分の2までであり、残りの未払医療費は救命救急センターが負担する制度となっている。
- ・ しかも、必要な財源が確保されていないため、国からの交付額は必要額の約7割にとどまっている。
- ・ さらに救命救急センター以外の医療機関における未払医療費については国の補助制度がないため、県が独自事業で市町村とともに一部を助成しているが、本来は外国人の在留管理を行っている国が主体的に取り組む問題である。

#### <外国人旅行者>

- ・ 令和元年の訪日外国人旅行者は過去最高の3,188万人となっており、国は2030年に6千万人まで増やすことを目指している。
- ・ 本県でも川越や長瀨などの観光スポットやアニメの聖地があることなどから、外国人旅行者は多く、約68万人(令和元年推計値)となっている。

- ・ 延期された東京2020オリンピック・パラリンピックについては、海外観客の受け入れを断念したものの、本県は4つの競技の開催会場にもなっていることから、そのレガシーに対し今後も外国人旅行者の増加が見込まれる。
- ・ その一方、外国人旅行者については約3割が旅行保険に加入していないというデータもある。
- ・ 旅行保険に加入していない外国人旅行者が急な病気やけが等で医療機関を受診し、高額な医療費がかかった結果、未払いとなる事案が問題となっている。
- ・ また、外国人旅行者の未払医療費については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により費用弁償をする制度があるものの、救護者がいれば資財の有無に関わらず適用外とされているため、実質的に費用弁償される例は少ない。
- ・ 訪日外国人旅行者の急なけがや病気に対応するためには、訪日外国人旅行者の入国を管理している国が主体となって、航空機内や入国審査時などあらゆる機会を捉えた旅行保険の加入の促進に取り組むとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図る必要がある。

#### <医療機関における未払医療費>

- ・ 県内の救急医療機関等に対し令和元年度中に回収不能となった外国人の未払医療費について調査を行ったところ、1年間に15医療機関で合計1,300万円以上の未払医療費が発生していた。
- ・ 今後も我が国の地域医療体制を円滑に確保するためには、国が主体となって不法滞在者や外国人旅行者の未払医療費対策を行うことが必要である。

#### <医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口>

- ・ 国は、令和元年10月から、医療機関における未払医療費の対応などの外国人対応に資するワンストップ窓口を設置したが、その利用可能時間は平日の夜間及び土日祝日に限られている。
- ・ これは、国が、平日日中の時間帯の窓口は、都道府県が国の補助金（補助率2分の1）を活用して設置するものとしているためである。
- ・ しかし、仮に国と県で委託先の業者が異なった場合、利用者にとっては、相談する時間帯によって電話番号、応対者等が異なることとなり、不便なものとなる恐れがある。
- ・ また、医療機関の外国人対応に関する相談という、専門性が高く、広範な内容の相談に対応できる事業者は全国でも一部の事業者に限られることから、地域性を勘案して各都道府県ごとに契約するよりも、国が一括して契約し、利用可能時間を毎日24時間とすることで、当該事業全体の経費の削減にもつながる。
- ・ 以上により、国の相談窓口の利用可能時間を拡大し毎日24時間とすべきである。

# ■防犯対策の推進と捜査活動の強化



【警察庁、厚生労働省】

県担当課：人事課、防犯・交通安全課、(警)公安第一課

## 1 テロの未然防止のための基盤強化



【警察庁】

### ◆提案・要望

ドローンを悪用した脅威や主要駅、商業施設等のソフトターゲットに対するテロ等、各種事態への対処能力の向上を図るべく、テロ対策装備資機材（銃器、ドローン、爆発物、NBC対策等）の拡充に必要な財政支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- 国際テロ情勢として、ISIL（いわゆる「イスラム国」）は日本や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、海外で邦人や我が国の関連施設等の權益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続している。
- また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等のソフトターゲットを狙った車両突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。
- 県警察では、テロ対策のため、埼玉県5か年計画に基づき、装備資機材の整備等に取り組んでいるところ、更なるテロ対策装備資機材（銃器、ドローン、爆発物、NBC対策等）を拡充する必要がある。

### ◆参考

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	死者数
ニュージーランド ・クライストチャーチ	モスク	2019年3月	50人
スリランカ・コロンボ等	教会・ホテル	2019年4月	250人以上
リビア・ベンガジ	ショッピングモール前	2019年8月	3人
英国・ロンドン	集会所	2019年11月	2人
フランス ・ロマン・シュル・イゼール	路上	2020年4月	2人
英国・レディング	公園	2020年6月	3人
フランス ・コンフランサントリース	学校前	2020年10月	1人
フランス・ニース	教会	2020年10月	3人
オーストリア・ウィーン	路上	2020年11月	4人

- 県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

## 2 公務員休暇制度への被害回復のための休暇の導入【新規】



【総務省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

被害回復のための休暇制度の周知・普及を図るため、国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 犯罪被害に遭うと、通院治療、警察等の事情聴取、裁判への出廷・傍聴等が重なり、既存の休暇制度等だけでは対応できず、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくない。
- ・ 被害を軽減し、早期回復を図るためには、経済的基盤を維持することが必要であり、被害回復のための休暇制度の導入が求められている。
- ・ 国の第四次犯罪被害者等基本計画（計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）では、「被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にある」とし、民間事業者等に対して被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、導入は10企業等※にとどまっている。
- ・ 本県では、埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく、埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針により、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度の普及に取り組んでいるが、県内の導入は1団体（(公社)埼玉犯罪被害者援助センター）※のみである。
- ・ 国では、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度を呼び掛けているが、国家公務員の休暇制度の対象となっていない。
- ・ 地方公務員の休暇制度については、国や他の地方公共団体と権衡を失しないよう考慮して定めるべきものであり、当県のみ被害回復のための休暇制度を導入することは困難である。
- ・ 被害回復のための休暇制度について、国、さらには地方公共団体が先導的に導入することで、民間事業者等への周知・普及につなげる。

※ 厚生労働省「特別な休暇制度導入事例」（令和3年3月末時点）

# 交通安全対策の推進



【警察庁、国土交通省】

県担当課：道路街路課、道路環境課、(警)交通規制課

## 1 交通安全施設等の整備



【警察庁、国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の約52.5%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年の交通事故死者数についても前年に比べ減少したものの、121人と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の50.4%と半数以上を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約78.7%と高くなっている。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

### ◆参考

○主な交通安全施設整備数（補助事業）※R3年度は見込み数

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
信号機新設数	3基	4基	1基	3基	2基
信号機改良（車両用灯器LED化）	1,056灯	756灯	282灯	246灯	996灯
信号機改良（歩行者用灯器LED化）	464灯	404灯	272灯	304灯	584灯
横断歩道整備数	1,725本	2,025本	2,925本	2,725本	2,725本
ゾーン30整備数	23区域	36区域	28区域	28区域	29区域
標識整備数（県警所管）	1,659本	1,973本	2,196本	2,823本	3,000本

# ■消費者被害の防止



【内閣府、消費者庁】

県担当課：消費生活課

## 1 地方消費者行政の充実強化のための財源確保



【内閣府、消費者庁】

### ◆提案・要望

複雑かつ多様化する消費生活相談に対応するため、また、消費生活相談窓口等の事業が安定して実施できるように、必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では現在、単独で窓口を設置する方式のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内 63 市町村の全てにおいて週 4 日以上消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政は着実に進展している。
- ・ その財源として、従来、地方消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成 27 年度から地方消費者行政推進交付金による財政支援に切り替わるとともに、地方消費者行政活性化基金の活用期間は令和 2 年度までとなった。
- ・ 地方消費者行政推進交付金の活用事業は、事業ごとに終期があらかじめ設定されているとともに、新たな事業に取り組むことができるのは、平成 29 年度までに開始した事業に限られている。
- ・ また、平成 30 年度から地方消費者行政強化交付金による財政支援に切り替わり、新たな消費者課題に対応できる強化事業も追加となったが、活用期間は限られ、推進事業分の交付金も令和元年度にかけて大幅に減少した。令和 2 年度は、推進事業に充当できる地方消費者行政活性化基金の支出額の減少に伴い推進事業分の交付金が増額となったが、その合計額は令和元年度を下回る水準となっている。
- ・ 地方消費者行政活性化基金の活用期間が終了した後、強化交付金のうち推進事業分の増額がなされなければ、市町村の消費生活相談窓口等の事業継続が不安定となることが予想される。



## ◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況

(単位：千円)

	H29 当初 交付決定額	H30 当初 交付決定額	R1 当初 交付決定額	R2 当初 交付決定額	対前年比
強化交付金推進事業 (～29 推進交付金) 補助率 国 10/10	231, 245	95, 253	45, 903	128, 406	279. 7%
強化交付金強化事業 (30～創設) 補助率 国 1/2	—	12, 165	13, 227	13, 806	104. 4%
活性化基金 (30～推進事業に充当) R 2 活用終了	(支出額) 94, 720	(支出額) 75, 674	(支出額) 97, 947	(支出額) 14, 623	14. 9%
計	325, 965	183, 092	157, 077	156, 835	99. 8%

# ■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進



【財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、  
水道企画課、水道管理課

## 1 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減



【財務省、厚生労働省、国土交通省】

### ◆提案・要望

#### <ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) 思川開発事業に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。
- (2) 思川開発事業について、事業主体である水資源機構に対し現行計画の総事業費及び工期を厳守するよう働き掛けること。

#### <水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (3) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (4) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。  
そのため、現行計画の総事業費及び工期の厳守とともに、県財政への負担が軽減されるように努めることを求めている。
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源措置を求めている。

### ◆参考

- 平成29年3月に思川開発事業で工期延長（事業実施計画の変更）が行われた。  
（予定工期を変更 平成27年度 → 令和6年度）

## 2 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は、料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため、水道施設の更新や改築あるいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため、原水水質に応じ高度浄水処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
- ・ 国では、水道水源開発等施設整備費国庫補助金や生活基盤施設耐震化等交付金を設け、これら取り組みに対する財政支援を予算の範囲内で実施しているところである。
- ・ しかし、これらの交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も1/3又は1/4にとどまっている。
- ・ 特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする「水道管路緊急改善事業」は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。【埼玉県における石綿管残存延長は約350km:全国ワースト3位】

### ◆参考

#### ○埼玉県の耐震化の状況【令和元年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 17.5%
- ・ 配水池の耐震化率 72.6%
- ・ 基幹管路の耐震適合率 46.7%

#### ○埼玉県の水道施設の老朽化の状況【令和元年度】

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 16.0%
- ・ 経年化設備率 48.5%
- ・ 石綿セメント管残存率 1.1%

### 3 水道広域化の促進に係る支援施策の充実



【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

- (1) 水道広域化を促進するため、生活基盤施設耐震化等交付金（広域化事業）の採択基準を緩和するとともに、「全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。」の条件を外すこと。
- (2) 水道広域化の動機付けを強化するため、広域化事業の対象となる新たな施設整備がない場合であっても、生活基盤施設耐震化等交付金（運営基盤強化等事業）の交付が受けられるよう、支援制度の創設・拡充を図ること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成23年に「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、水道広域化を推進しており、これまで、秩父広域市町村圏組合において平成28年4月に水道広域化を実現したが、この他に水道広域化に向けた具体的な進展はない。
- ・ 国では、水道広域化を支援するため生活基盤施設耐震化等交付金により、水道事業の広域化に資する施設整備（広域化事業）を対象に交付金を交付するとともに、広域化事業に要する事業費を上限に、運営基盤の強化に必要な施設整備（運営基盤強化等事業）に対しても交付金を交付している。
- ・ 秩父広域市町村圏組合では、平成28年度からこれらの交付金を受けているが、平成28年度及び平成29年度の交付金は要望額に対して約7割の交付にとどまったため、計画の見直しを余儀なくされている。さらに、令和元年の台風19号の大規模災害にも見舞われ、広域化事業の進捗に影響が生じている。
- ・ 本県としては、秩父広域市町村圏組合の水道広域化を成功に導き、この先進事例を広く展開していくことが、水道広域化を推進し、ひいては水道の基盤強化につながるものと考えているが、そのためには、生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和等が必要である。
- ・ また、本県では埼玉県水道用水供給事業（県営水道）が、秩父広域市町村圏組合を除くほぼ全ての水道事業者へ水道用水を供給しており、県営水道の供給区域の水道事業者は、既に施設の効率化を行っている。このため、水道広域化にあたって、広域化事業の対象となる新たな施設整備を伴わず、運営基盤強化等事業の交付対象とならない場合がある。
- ・ 水道広域化を推進する上で、交付金は大きな動機付けとなるため、広域化事業の対象となる新たな施設整備がない場合でも、運営基盤強化等事業の交付が受けられる支援制度の創設・拡充が必要である。

## 4 工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



【経済産業省】

### ◆提案・要望

工業用水道事業費補助金の予算拡充措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 全国における工業用水道事業の現況は、需要減少等に伴う収益低下により、経営が悪化している事業が多い。このような経営状況下において、高度経済成長期に整備された施設の更新や大規模地震の対策を実施していくことが課題となっている。
- ・ こうした背景を受けて、国では、「工業用水道事業費補助金」を設け、工業用水道事業者の施設更新や耐震化を促しているが、一方で近年における補助金の予算は縮小傾向となっている。
- ・ 本県においても、販路の拡大や料金制度の見直し等に努めているが、需要の減少は続いており、平成10年度には約25億円あった給水収益が令和元年度には約16億円まで減少した。
- ・ 近年、アセットマネジメント手法を活用し、費用の平準化を図りながら適切な時期に施設更新を進めているが、法定耐用年数を超過した施設の割合は依然高い状況である。
- ・ さらに、基幹管路の耐震化適合率は全国平均と比較して低い水準であり、健全な経営を維持しながら耐震化を早急に実施することも課題となっている。
- ・ 以上のことから、国庫補助金の予算拡充措置を求めるものである。

### ◆参考

#### ○埼玉県における耐震化の状況【令和元年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 42%
- ・ 基幹管路の耐震化適合率 19.6% (全国平均 43.5%)

#### ○埼玉県における老朽化の状況【令和2年度】

- ・ 法定耐用年数を超過した施設の割合 87.6%

## 5 雨水・再生水利用の推進



【国土交通省】

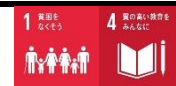
### ◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設整備に関する財政支援は、下水道事業等の流出抑制の観点からの補助金と税制上の優遇措置のみとなっている。
- ・ 雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、雨水流出抑制施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

# ■生活の安心支援



【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、社会福祉課

## 1 生活保護制度の改善



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。
- (2) 生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとする。
- (3) 近年マスコミでも取り上げられている無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、事前の許可制とするとともに、個人による経営実態の隠蔽を防ぐため実施主体を法人に制限し、事業者の財務資料の公表により経理の透明性を確保するなど、法令による規制を強化すること。
- (4) 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (5) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

<生活保護制度の見直しについて>

- ・ 国は、生活保護制度の適正化や自立支援の強化を図るため、生活保護法及び社会福祉法の一部改正を行った。
- ・ 改正の主な内容は以下のとおりであり、令和2年度にかけて順次施行された。
  - ア 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援(進学準備給付金の支給)
  - イ 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
    - ・ 後発医薬品の使用原則化、健康管理支援事業の創設
  - ウ 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への生活支援
    - ・ 無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
    - ・ 単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
  - エ 資力がある場合の返還金の保護費との調整

#### オ 介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例

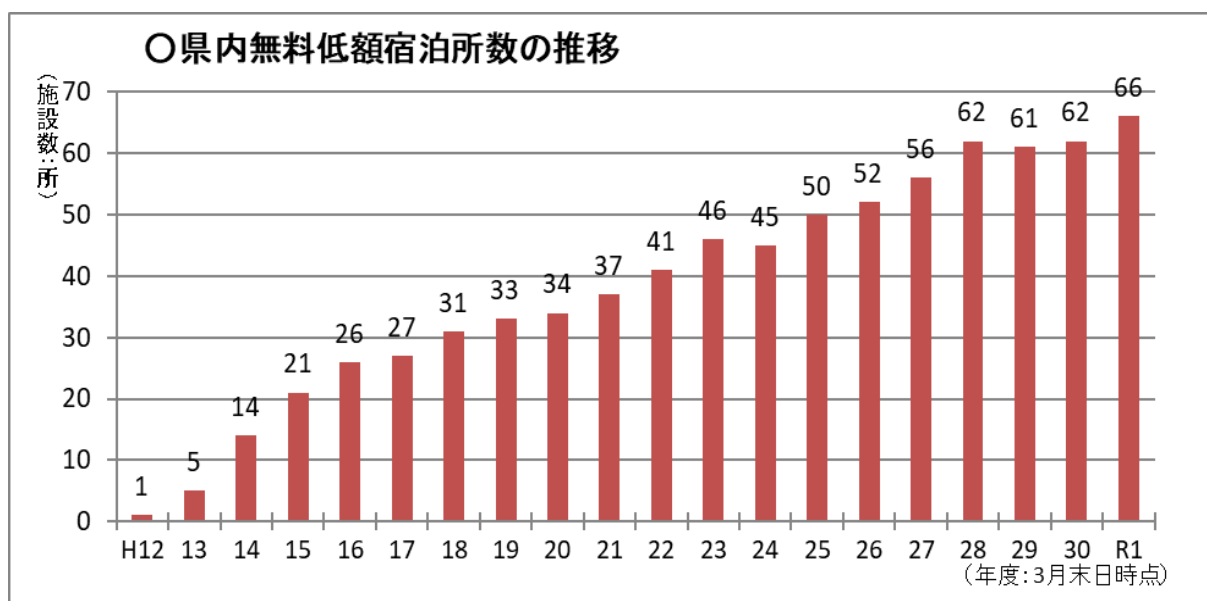
- ・ 保護の実施要領等の改正について、県内の福祉事務所からも、毎年度多くの意見が寄せられており(令和2年度 52件)、こうした地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行っていく必要がある。

#### <生活保護基準の見直しについて>

- ・ 生活保護基準については、定期的に検証を行うこととされており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされている。
- ・ 平成29年の検証を踏まえ、生活扶助基準、児童養育加算、母子加算、教育扶助及び高等学校等就学費の見直しが平成30年10月から3年間かけて段階的に実施された。
- ・ 今回の検証で検討課題とされながら、とりまとめに至らなかった級地制度等の課題については、今後、継続的に議論を行う必要があるとされている。
- ・ また、現行の検証手法である水準均衡方式は、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えているため、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある。最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑でない新たな検証手法の開発が今後の検証に向けた課題として挙げられている。
- ・ こうした課題を踏まえるとともに、生活保護世帯の子どもが再び生活保護を受ける貧困の連鎖を防止する観点を考慮した基準である必要がある。

#### <無料低額宿泊所に係る法整備について>

- ・ 無料低額宿泊所は令和元年度に県内で4か所開設されるなど年々増加している。
- ・ 平成30年6月に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所に対する事前届出制の導入、設備・運営等に関する基準の制定、改善命令制度の導入など、規制強化が図られ、令和2年4月から適用されたが、許可制ではないほか、事業主体が制限されていないなど、必ずしも十分であるとは言えない。



#### <外国人に対する生活保護の準用について>

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、この9年間、受給者が3,000人を超える状況が続



いている。

- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、多くの外国人の生活保護受給者がいるため、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

< 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて >

- ・ 救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内に救護施設は2施設あり220人が入所しているが、入所者の平均年齢は68.5歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は33人、一部介助を必要とする者は168人となっている。
- ・ 直接処遇職員の配置基準は主任指導員1人、介護職員18人、看護師1人である（施設定員101～110人の場合）。
- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員101～110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費(月単価)	135,400円	155,160円

※ 令和2年度事務費支弁基準額（羽生市）

◆参考

○救護施設

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

## 2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む必要がある事業の財源は、全て国において責任をもって確保すべきである。

### ◆参考

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

#### (1) 就労支援について

- ・ 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中10市にとどまっている。

#### (2) 住宅支援について

- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中8市にとどまっている。

### 3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保



【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることを期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計改善支援事業2分の1（条件により3分の2）と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多く、地域間で格差が生じている。
- ・ 本県では、就労準備支援事業は40市中13市、一時生活支援事業は40市中5市、家計改善支援事業は40市中16市の実施にとどまっている状況にある。
- ・ 住居確保給付金については、令和2年度の県町村部は267件(前年比22倍)となっており、各自治体の負担(4分の1)も大幅に増加している。

## 4 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充【新規】



【文部科学省】

### ◆提案・要望

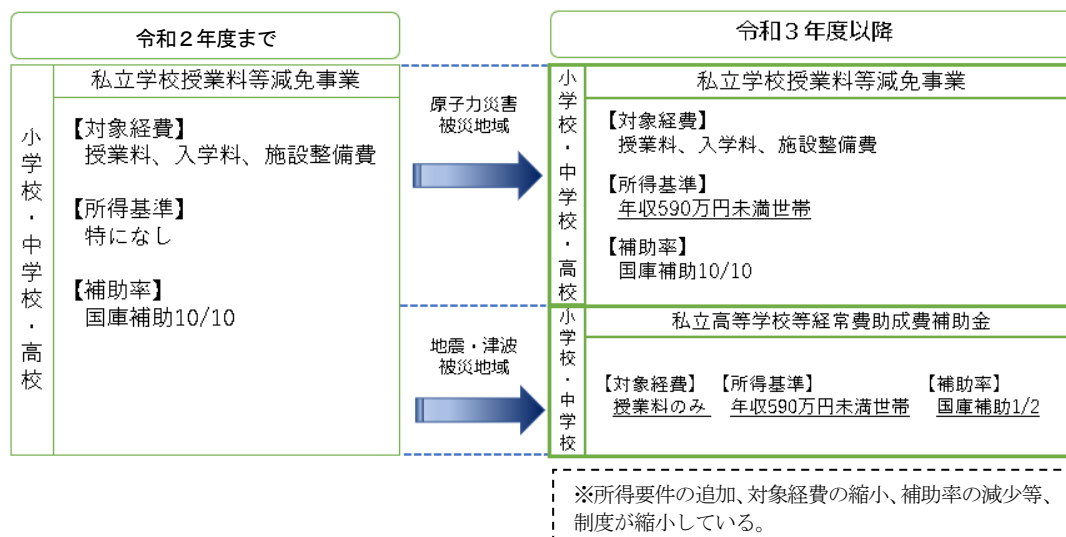
- (1) 東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対する補助については、国がその全額について財政措置を講じるとともに、従前と同様の水準による補助が可能となるよう受給資格要件等の緩和を図ること。
- (2) 原子力災害、地震・津波災害などの区別なく、被災した児童生徒等が補助対象となるよう財政措置を講じること。
- (3) 補助事業の縮小等、事業内容の見直しを行う場合は、一定期間を設けてその内容の周知を行うとともに、学年進行により実施する等の経過措置要件を設けること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 授業料や就学に係る費用の負担の有無は進路選択を左右するとともに、就学の機会を確保する重大な問題である。
- ・ 被災地の復興に伴い本県における当該事業の対象者は年々減少しているが、いまだ支援を必要としている児童生徒等があり、私立学校に通う令和元年度の補助対象者数は24名、補助額は合計で約570万円となっている。
- ・ 震災から10年が経過した現在においても、親を亡くした子や、被災によって経済状況が悪化した世帯の児童生徒等に対する支援を引き続き行っていくことが重要であると考えます。
- ・ 本事業に対する保護者からの問合せが複数あり、私立高校への入学を希望する子の保護者から従前と同様の補助要件での事業の継続を望む声が寄せられている。

### ◆参考

○令和3年4月からの制度変更



# ■危機管理・防災体制の強化



【消防庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、学事課、危機管理課、消防課

## 1 学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進



【財務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

- (1) 安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を推進し、学校施設の防災機能の強化を図るため、十分な財源を確保するとともに、財政支援制度の充実を図ること。
- (2) ブロック塀等の安全点検、特に内部点検の方法の確立や基準の提示など、技術的支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 災害時における児童生徒の安全確保のため、学校施設におけるブロック塀等の撤去・再設置・改修を速やかに行う必要がある。
- ・ ブロック塀等の点検を正確に行うためには、内部の状況を把握する必要があるが、設計図書等により確認できないものも多い。しかし、全ての塀等についてブロックを取り外して点検を行うことは現実的ではない。

### ◆参考

○安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数  
 <私立学校>

安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数			
1	大阪府	65校 /	174校
2	東京都	61校 /	251校
3	兵庫県	39校 /	103校
⋮	⋮		⋮
8	埼玉県	22校 /	65校

※ 文部科学省「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（令和2年12月23日）を編集して引用

## 2 地籍整備の推進



【法務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

#### <地籍調査事業に必要な財源の確保>

- (1) 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- (2) 特に調査の遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。

#### <登記所備付地図整備事業の拡充>

- (3) 調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備事業について、更なる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は32%で全国平均の52%を大きく下回っており、着手率については全国46位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、令和2年度には4市町が着手又は再開し、22市町村で実施している。
- ・ 一方、令和3年度の国庫補助金については、要望額のおおむね7割となっており、全額確保がされていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

### ◆参考

○地籍調査の進捗率（%）

区分	全国	埼玉県
D I D (※)	26	24
非D I D	宅地	46
	農用地	44
	林地	18
合計	52	32

※ D I D (Densely Inhabited Districts) : 国勢調査において設定された「人口集中地区」

※ 進捗率は令和元年度末時点

### 3 地震に関する調査研究の推進



【文部科学省】

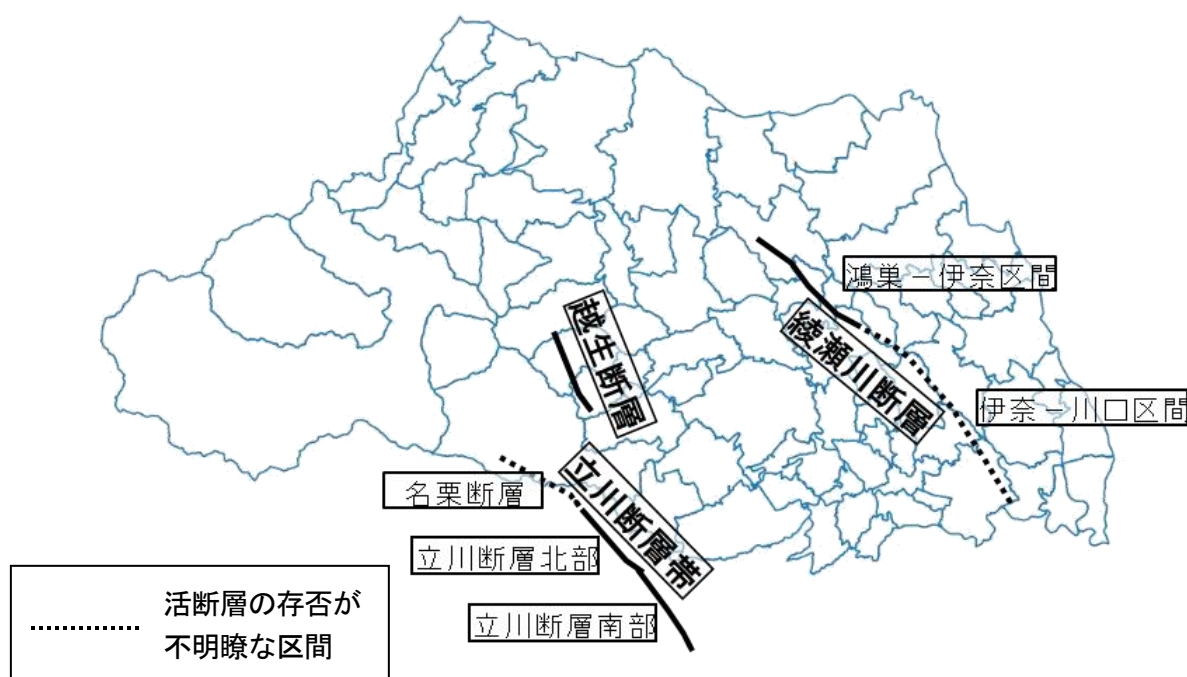
#### ◆提案・要望

- (1) 地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈－川口区間や立川断層帯の活断層の存否を早急に明らかにすること。
- (2) 活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 綾瀬川断層の伊奈－川口区間については、地震調査研究推進本部が「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」において新たに活断層の可能性を認定した。その後、平成28年度の詳細調査の結果、この区間の大部分は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 立川断層帯については、同推進本部が「立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）」及び「活断層の追加・補完調査（平成27年度）」において、立川断層帯の一部（名栗断層）は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 越生断層については、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」により新たに活断層として認定されたが、詳細調査が実施されていないため、地震発生確率は不明である。

#### ◆参考



## 4 消防防災関係施設・設備の拡充



【消防庁】

### ◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な車両等（無線中継車、水上オートバイ等）について、国有財産の無償使用制度により消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 大規模災害発生時には通信の途絶が想定される。現地指揮本部のほか、消防庁をはじめ、都道府県、市町村においてもドローンの映像情報を共有し、有効な活動方針を早急に打ち出すため、災害現場には、無線中継車による通信手段の確保が必要である。
- ・ 国有財産の無償使用制度によって、さいたま市消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローン1機が貸与されているが、無線中継車は貸与されていない。
- ・ また、ゲリラ豪雨や台風などの大規模な風水害の発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な搜索・救助活動を可能とする水上オートバイ等が必要である。
- ・ 緊急消防援助隊の活動を効果的に行うため、国有財産の無償使用制度による車両、資機材の拡充及び配備を進めることが必要である。



## 5 消防団の装備に対する支援



【消防庁】

### ◆提案・要望

消防団に配備するデジタル携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を市町村に対し行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 消防団の装備の基準第5条第1項では「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下、デジタル携帯用無線機）を「班長以上の階級にある消防団員に配備すること」と規定している。
- ・ しかし、デジタル携帯用無線機は高額であり、県内市町村では、短期間で基準どおりに配備することが困難である。
- ・ 早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げなどの財政支援及び安価で購入できる仕組みの構築が必要である。

# ■治水・治山対策の推進



【国土交通省】

県担当課：下水道事業課

## 1 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化



【国土交通省】

### ◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、令和元年度末で約28%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

### ◆参考

○過去の浸水実績

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
床上浸水（棟）	898	403	478	20	2,090
床下浸水（棟）	4,108	1,734	714	81	3,376
合 計（棟）	5,006	2,137	1,192	101	5,466

# ■感染症対策の強化



【厚生労働省】

県担当課：感染症対策課

## 1 結核病床の確保



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。  
結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後ともさらなる結核病床の廃止が予想される。
- このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

### ◆参考

○埼玉県における結核病床の利用状況

年月	月末病床利用率
令和2年1月	36.9%
令和2年2月	30.8%
令和2年3月	22.3%
令和2年4月	22.3%
令和2年5月	20.8%
令和2年6月	33.1%
令和2年7月	41.5%
令和2年8月	34.6%
令和2年9月	36.2%
令和2年10月	33.8%
令和2年11月	40.8%
令和2年12月	33.8%

## 2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討する
- ・完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

### ◆本県の現状・課題等

- ・平成30年6月22日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされており、本県においても、この目標を基に備蓄を進めている。

### ◆参考

○新たな備蓄目標量（万人分）（平成30年6月22日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ドライシロップ				
国	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
都道府県	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
流通備蓄	270	130	100	450	50	1,000
計	1,215	585	450	2,025	225	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（令和2年度末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	25	18.49	14.72	35.68	6.6	100.49

- ・しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約46億7千万円に上っている。
- ・一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
- ・このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

### 3 予防接種の速やかな定期接種化



【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

- (1) ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性及び安全性が認められた以下のワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。
  - ・ おたふくかぜ予防ワクチン
  - ・ 帯状疱疹予防ワクチン
- (2) 接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 予防接種法の規定に基づき予防接種に関する基本的な計画が平成26年3月28日に告示、同年4月1日から適用され、この計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ また、ロタウイルス感染症についても四疾病と同様に必要な措置を講じる必要があるとされ、さらに、新規ワクチンについて製造販売承認が行われた際には、国は速やかに当該ワクチンの法律上の位置付けについて必要な措置を講じるように努めると規定された。
- ・ こうした中、四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となり、ロタウイルス感染症は令和2年10月から定期の予防接種となっている。しかし、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられていない状況である。
- ・ また、平成28年3月に水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防に対する効能・効果が追加承認され、現在、国では定期接種化に対する議論を進めている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンの活用を考慮すべきであり、今後、こうしたワクチンに関する議論を早急に進め、速やかに定期接種化に対する結論を出す必要がある。
- ・ また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、移植前の予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなる。そのため、造血細胞移植学会ガイドラインにおいて、移植後の予防接種により感染症の発症予防や症状の軽減が期待できる場合には、予防接種の実施が推奨されている。
- ・ 定期接種では、必要な費用について国から市町村に財政措置があり、健康被害が発生した場合には国による救済措置の対象となる。
- ・ 一方、予防接種法では、各ワクチンの接種回数が規定されており、規定回数を超える接種は定期接種の対象外となる。このため、同じワクチンの再接種は任意接種となることから、複数のワクチンを再接種する場合は高額となり、被接種者の負担が大きくなるものである。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化について検討されることが望ましいものである。

